

## 意見公募期間を短縮して実施する理由

### <告示の制定>

- 本来なら本年4月に義務化期限が到来していた保険医療機関等について、緊急避難的な措置として特例的に義務化が猶予されているのが現状であり、本告示を制定することにより、これらの保険医療機関等について可能な限り早急に具体的な義務化期限を制定する必要がある。
  
- 一方、本告示により定める具体的な義務化期限は、オンライン請求が行える体制の準備に必要な期間を勘案して厚生労働大臣が定めることとされており、その期間は概ね半年以内とする方針を公表していたところであるが、具体的な期日の設定は、保険医療機関等の実態を十分に踏まえて判断する必要があったことから、これより以前に、具体的な義務化期限を示すことは困難であった。

### <請求省令の改正>

- 本省令改正による例外措置は、診療報酬の請求に係る保険医療機関等の実態を踏まえて設定するものであり、これより以前に案を示すことが困難であったが、オンライン請求が困難な保険医療機関等に対し配慮する観点から、例外措置による救済は早急に行う必要がある。
  
- また、今般の告示制定により具体的な義務化期限が設定される保険医療機関等のうち、請求省令の改正による例外措置の対象となる者が存在すると考えられることから、本改正省令は、告示と同時期に制定する必要があるため。